○法務省告示第二百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社京都庵	京都府福知山市三和町下川合三十七番地の四	食品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年五月二十日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
有限会社ケンエレガンスモリオカ	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第十一地割八番地二	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年六月八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
デルマール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地ワールドビジネスガーデンマリブウエスト	冷凍食品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社木下食品	富山県黒部市田家新千四百四十番地	食品加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
クロダルマクロージング株式会社	福岡県嘉麻市平九百五十一番地	紳士服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社鈴竹	東京都江東区亀戸四丁目十八番十六号	硝子製品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
合名会社星川君男商店	愛媛県四国中央市上分町三十番地一	紙製品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年十一月四日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
有限会社エヒメスクール	愛媛県八幡浜市大平一番耕地七百八十七番地一大棟ビル二階	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年三月二十八日までの間に本邦に入国する者